

○特定労務管理対象機関の指定申請に係る本県スケジュール

R5.4.24

		R5 2	3	R5 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	R6 4	
県への申請・指定時期			指定要件申請様式等情報共有予定				医療審議会の開催2～3か月前までに県への申請が必要となります。 ・申請受付期間：令和5年7月3日から10月31日(予定) ※指定申請受付にはG-M I S (医療機関等情報支援システム)を活用予定です。						医療審議会(2月～3月頃)	指定公示評価公表			
医療機関 (水準毎に必要な対応)	各水準共通 (B、連携B、C-1、C-2)	宿日直許可申請															
		医師の労働時間短縮計画作成						労働時間短縮計画に沿った体制整備									
		医療機関勤務環境評価センターの評価受審・評価結果受領 ※令和4年10月31日より評価受付開始(想定評価期間は4カ月) ※書面調査の結果が低評価の場合、中間報告や訪問調査の対象となる															
	評価センターの評価結果受領後、県に特定労務管理対象機関の指定申請														36協定の締結		
	C-1水準のみ (臨床研修)	臨床研修プログラムの年次報告、新設・変更届出書において、過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載し県に提出	新設・変更プログラム審査			マッチング					過去の実績や想定される時間外・休日労働の時間数を記載した最新の年次報告書及びプログラムをホームページで公表						
C-1水準のみ (専門研修)	令和6年度開始のプログラム内に、想定される時間外・休日労働の時間数を記載し、各学会へ申請	各学会によるプログラム審査			令和6年度開始のプログラムについて、日本専門医機構によりプログラム認定												
C-2水準のみ	厚生労働省の審査組織を受審・結果受領 (第1回対象:令和5年6月12日(月)までに受付した医療機関 結果:8月頃に申請者へ通知予定 第2回結果:令和5年12月頃通知予定 第3回結果:令和6年3月頃通知予定) ①C-2水準対象医療機関の審査(特定の高度な技能の教育環境を審査)※県への指定申請前に受審・結果受領 ②医師個人の発意に基づく技能研修計画の審査(令和6年度以降の勤務先の決定が必要)※県指定後の受審でも可																

上限規制開始